

内閣府説明資料

令和 7 年 2 月

政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）

第5次男女共同参画基本計画における関連する記述

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

イ 障害者が安心して暮らせる環境の整備

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等を踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進する。

▶障害者差別解消法改正に伴い令和5年に改定された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」において、複合差別に関する記載を盛り込んだ。また、当該記載についての周知を行うとともに、具体的な事例の収集や横展開を図っている。

○上記のほか、障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、「障害者基本計画」に基づき、防災・防犯等の推進、自立した生活の支援・意思決定支援の推進、保健・医療の推進等の分野における施策を総合的に推進する。また、「障害者の権利に関する条約」第31条等の趣旨を踏まえ、障害者の実態調査等を通じて、障害者の状況等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、障害者の性別等の観点に留意しつつ、その充実を図る。

▶障害者基本計画について、障害者政策委員会において実行状況を監視するため、毎年度「差別の解消、虐待の防止、防災・防犯等の推進」等の各項目について実施状況報告と審議を行っている。また、データの収集・分析については、生活実態と支援ニーズに関する調査として、厚生労働省において「生活のしづらさなどに関する調査」を行っており、男女別のデータ等を把握している。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要

〔平成25年6月26日 公布〕
〔令和3年6月4日 改正〕

I. 目的

障害者基本法の基本的な理念に則り、障害を理由とする差別を解消するための措置を定めるもの

II. 差別を解消するための措置

国・地方公共団体等、事業者以下を義務付け ※令和6年4月～改正障害者差別解消法により、民間事業者に合理的配慮が義務付け。

- 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

具体的 対応

- (1) 内閣府が定める「基本方針」に即して、
 - (2) 関係省庁が職員が適切に対応するために必要な「対応要領」
 - (3) 事業者が適切に対応するために必要な「対応指針」
- を定め、行政機関等や事業者がそれぞれで研修・啓発を実施

(1) 基本方針(各府省庁共通)

● 対応要領の記載事項や対応指針の記載事項

- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方や具体例
- 相談体制の整備
- 職員や事業者への研修・啓発
- 障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等の整備
- 国の行政機関(主務大臣)における所掌する分野ごとの相談窓口



(2) 対応要領(各府省庁ごと、職員向け)

- 各行政機関の長は、上記基本方針に基づき、それぞれの機関における対応要領を作成しており、その中には、職員への研修・啓発に関する内容が盛り込まれている。

(3) 対応指針(各分野ごと、事業者向け)

- 各主務大臣は、上記基本方針に基づき、それぞれの事業者における対応要領を作成しており、その中には、事業者の職員への研修・啓発に関する内容が盛り込まれている。
(例) 国土交通省：不動産業、一般乗用旅客自動車運送業 など
厚生労働省：衛生分野、福祉分野 など

III. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

※雇用、就業については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の定めるところによることとされている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定された、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すもの。改正障害者差別解消法の施行に伴い、令和5年3月14日に閣議決定された。女性に関する記載は以下のとおり。

○第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

障害者差別解消法において行政機関及び事業者に課されている、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について、基本的な考え方や具体的な事例について記載している。その中で、「合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。」と記載されている。

○第5 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

啓発活動

障害を理由とする差別については、国民一人一人の障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、関係行政機関とも連携して国民各層の障害に関する理解を促進するものとされている。各種啓発活動や研修等の実施にあたっては、「障害のある女性は、障害があることに加えて女性であることにより合理的配慮の提供を申し出る場面等において機会が均等に得られなかったり、不当な差別的取扱いを受けやすかったりする場合があるといった意見があること」についても理解を促すよう記載されている。

情報の収集、整理及び提供

障害を理由とする差別の解消を推進するためには、事例の共有等を通じて障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方等に係る共通認識の形成を図ることも重要であり、事例を収集・整理し公表・提供することが重要である。その際には、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、「特に障害のある女性やこども等に対し実態を踏まえた適切な措置の実施が可能となるよう、性別や年齢等の情報が収集できるように努めること」とされている。

第5次障害者基本計画(抜粋)

Ⅱ 基本的な考え方

4. 各分野に共通する横断的視点

(5) 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進

①障害のある女性

障害のある女性は、それぞれの障害の種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いた障害者施策の策定・実施には政策決定過程への当事者参画が重要である。このため、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)の定めるところにより、**女性の参画拡大に向けた取組を行うとともに、障害のある女性の政策決定過程への参画拡大に向け、前述のとおり障害者施策を審議する国の審議会等における障害者の委員の選定に当たっては、性別のバランスに配慮しつつ、障害のある女性委員の人数・比率について定期的に調査・公表を行う。**あわせて、団体推薦による障害のある審議会等委員について、各団体等に対して、団体からの委員の推薦に当たって性別に配慮するよう格段の協力を要請することとする。

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

4. 防災、防犯等の推進

- 各地方公共団体における平常時の防災体制や、災害発生後の避難所、応急仮設住宅等において、障害のある女性を含め、防災・復興の取組での女性への配慮を促すため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の内容を踏まえ、情報提供を行う。〔4-(1)-11〕
- 「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じて、障害者を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向けた国民運動を一層推進するとともに、障害者を含む性犯罪・性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対する支援体制の充実を図るため、行政の関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び相談員等に対する研修の充実や配偶者暴力相談支援センター等における相談機能の充実を図る。〔4-(3)-5, 7-(2)-11〕

国の審議会等における障害のある女性委員の人数等について

「障害者基本計画（第5次）」において、「障害者施策を審議する国の審議会等における障害者の委員の選定に当たっては、性別のバランスに配慮しつつ、障害のある女性委員の人数・比率について定期的に調査・公表を行う」こととされていることを踏まえ、国の審議会等のうち障害者施策を審議するものについて、障害のある委員数、障害のある女性委員数等の調査を実施した結果は以下のとおり。

（令和6年9月1日時点）

審議会等名	委員の総数	障害のある女性委員数 （障害のある委員数）	障害のある 女性委員の比率
障害者政策委員会	30人	3人（12人）	10%
こども家庭審議会 （障害児支援部会）※1	20人	2人（3人）	10%
スポーツ審議会 ※2	20人	1人（2人）	5%
社会保障審議会 （障害者部会）※3	29人	3人（8人）※5	10%
労働政策審議会 （障害者雇用分科会）※4	20人	1人（4人）※5	5%

※1：こども家庭審議会については、障害児支援施策の審議を実質的に行う障害児支援部会について記載。

※2：スポーツ審議会については、令和6年8月29日時点について記載。

※3：社会保障審議会については、障害者施策の審議を実質的に行う障害者部会について記載。

※4：労働政策審議会については、障害者施策の審議を実質的に行う障害者雇用分科会について記載。

※5：社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会については、障害者代表の委員数を記載。

なお、障害者政策委員会については、令和7年1月18日に改選され第7期となったが、委員任命にあたっては各障害者団体に対する働きかけを行った。その結果、委員30名中女性委員が13名（43%）、障害のある委員12名のうち女性委員4名となった。

第5次障害者基本計画の進捗状況

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

4. 防災、防犯等の推進

- 各地方公共団体における平常時の防災体制や、災害発生後の避難所、応急仮設住宅等において、障害のある女性を含め、防災・復興の取組での女性への配慮を促すため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の内容を踏まえ、情報提供を行う。〔4-(1)-11〕

- ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」において、要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮することや、災害対策本部の下に男女共同参画担当部局の職員を配置することの重要性が記載されており、令和6年1月の能登半島地震における災害対応時も含め、引き続きガイドラインの周知及び活用の徹底に努めている。

(障害者政策委員会提出資料より)

参考：「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の記載内容

(3)災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する、(7)要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

- ・多様な立場の女性向けの啓発資料を作成する
- ・妊産婦、乳幼児連れの保護者、高齢者や障害者等を在宅で世話している人に配慮した避難誘導・避難介助を行う
- ・障害のある女性や高齢女性を支援する女性人材の人員配置や避難行動への同行についてあらかじめ検討しておく
- ・福祉避難所や各地域防災拠点等でも、(要配慮支援者における)女性と男性のニーズの違いに配慮する

- 「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じて、障害者を含む女性に対する暴力の予防と根絶に向けた国民運動を一層推進するとともに、障害者を含む性犯罪・性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対する支援体制の充実を図るため、行政の関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び相談員等に対する研修の充実や配偶者暴力相談支援センター等における相談機能の充実を図る。〔4-(3)-5, 7-(2)-11〕

- ・障害者を含む被害者支援に対応する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を活用して、同センターの安定的な運営が可能となるよう、各都道府県等の取組の支援の充実を図っている。
- ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談機能の充実を図るため、同センターにおいて、障害者を含む被害者に配慮した相談対応が行われるよう相談員等に研修を実施している。

(障害者政策委員会提出資料より)

参考：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(抜粋)

第1 4 被害者からの相談等

障害者である被害者が相談しやすい環境を整備するため、支援センターのバリアフリー化を進めるとともに、電話以外の方法による相談窓口を設置することが望ましい。

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

経緯

令和6年7月3日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受け、7月26日に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」（総理が本部長、全閣僚で構成）を設置し、以下の総理指示を受けて検討を開始

- (1) 障害者の希望する生活の実現に向けた、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築と取組推進
 - (2) 各府省庁が障害者差別解消法の「対応要領」に基づきどのような研修・啓発を行っているかを点検するなど、取組を強化
 - (3) 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」における「心のバリアフリー」の取組等のフォローアップと強化
 - (4) 幹事会において、有識者の協力を得て、障害当事者の方から御意見を伺った上で、成果を取りまとめる体制を構築
- 上記の基本方針に沿って、障害者に対する偏見や差別のない共生社会を実現すべく、必要な対応策を検討し、新たな行動計画を取りまとめ

会議の概要

対策推進本部

<構成員>

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官
	内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画 共生・共助）
本部員	他の全ての国務大臣

対策推進本部幹事会

<構成員>

議長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	内閣府政策統括官（共生・共助担当）
構成員	他の各省庁局長級職員等

<有識者構成員（五十音順、敬称略）>

石川 准	静岡県立大学名誉教授（視覚障害当事者）
坂元 茂樹	公益財団法人世界人権問題研究センター理事長
田門 浩	弁護士（聴覚障害当事者）

<開催実績>

第1回推進本部	7月29日	総理指示
第1回幹事会	7月29日	幹事会の進め方等について議論
第2回幹事会	8月30日	有識者構成員（左記）による講演
第2回推進本部	9月20日	基本合意書締結の報告、進捗状況の確認

第3回幹事会 10月21日 当事者ヒアリング①

- ・熊谷 晋一郎氏（障害者政策委員会委員長）
- ・佐藤 聡氏（DPI日本会議事務局長）

第4回幹事会 11月7日 当事者ヒアリング②

- ・旧優生保護法訴訟原告5名の方

第5回幹事会 11月13日 当事者ヒアリング③

- ・全国手をつなぐ育成会連合会
- ・南高愛隣会（子育てをする障害のある方ご家族）

第6回幹事会 11月20日 当事者ヒアリング④

- ・日本 ALS 協会
- ・日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構

第7回幹事会 12月26日 新たな行動計画（案）の決定

第3回推進本部 12月27日 新たな行動計画の決定

※別途、以下の団体に、内閣府において個別にヒアリングを実施

全国重症心身障害児（者）を守る会、全国精神保健福祉会連合会、全国脊髄損傷者連合会、日本発達障害ネットワーク、全国肢体不自由児者父母の会連合会、全日本ろうあ連盟、日本相談支援専門員協会、日本身体障害者団体連合会、日本視覚障害者団体連合、DPI女性障害者ネットワーク、全日本難聴者・中途失聴者連合会、全国盲ろう者協会

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

1 ヒアリングにおいて当事者の方々から示された主な問題意識

- 優生手術等に係る歴史的事実やその背景を後世に伝承し、記憶の風化を防ぐべき
- 人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すべき
- 国民全体に、障害の社会モデルを含め、障害に関する正しい知識を普及すべき
- 障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
- 障害のある人となない人が共に学び共に育つ経験ができる環境、共に働ける環境を整備すべき

「障害の社会モデル」とは、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

等

2 取り組むべき事項

(1) 子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進

<ヒアリング意見の例>

- 障害者も同じ人間であり、障害の有無にかかわらず、恋愛、出産などやりたいことを自由にできる社会になってほしい
- 障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
- 入所施設という厳しい環境で生活している人の地域移行等を含めた、地域の支援体制を構築すべき
- 働きたい障害者もいるので、障害の程度に合った働く場所を計画してほしい

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 結婚・出産・子育て支援取組事例集の周知
- 自治体や支援者向け解説動画や障害当事者にもわかりやすいリーフレットを作成
- こども家庭センターにおいて障害保健福祉部局等の関係機関と連携した相談対応
- 障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターの全国の市町村における設置の促進
- 利用者の希望に沿った地域生活への移行を推進し、安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の全国の市町村における整備の促進
- 障害者の希望・適性等に合った選択を支援する就労選択支援の円滑な施行（R7.10）

(2) 公務員の意識改革に向けた取組の強化

<研修・啓発状況の調査結果>

- 「対応要領」の周知は全府省庁が行っているが、周知の頻度は、策定・改定時のみが9割程度で、定期的な周知を図る機関は少数
- 新規採用職員向けの研修実施割合は5割以上だが、既存職員への研修は2～3割程度に留まる
- 多くの研修では、障害者の実体験や具体的な事例検討等が含まれていない。旧優生保護法の歴史的経緯についての研修も極めて少数。研修の理解度を確認するテスト等の実施割合は6割以下
- 当事者による講義の実施等、研修内容への当事者の関与がない機関はおおむね7割以上

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 各府省庁において、「対応要領」を毎年1回以上、全職員に周知
- 国家公務員・地方公務員の人権研修に、旧優生保護法の歴史的経緯や当事者の声を取り入れ
- 全ての幹部職員を対象に障害当事者を講師とする研修を実施
- 障害当事者の参加の下、障害者の実体験、具体的事例の検討や旧優生保護法の措置を含む歴史的経緯なども含めた教材等を作成し、全府省庁等において研修を実施。研修に当たっては、受講者の理解度を確認
- 内閣府より、研修の講師として、障害当事者や専門家を紹介する仕組みを整備

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

(3) ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

<ヒアリング意見の例>

○優生手術等に係る歴史的事実を後世に残し風化を防ぐことが必要

○インクルーシブ教育を推進すべき。障害の有無にかかわらず共に学び共に育つ経験を通じて偏見や差別を根本から解消可能。こどもの頃から障害者に関わるカリキュラムを作るべき

○偏見や差別の解消にはインクルーシブな雇用を推進することが重要、障害のある人となない人が共に働く環境を整備すべき

○障害に関する正しい知識を普及することが必要

○精神障害は「身近な病気で誰にでも起こり得る」という正しい情報を全国民が得る機会が必要

○多くの人は、障害者にどう接したらいいのかわからないという状況ではないか。直接接する機会を増やすべき

○人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すべき

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

○旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材の作成、学校教育や人権啓発活動での活用

○特別支援学校と通常の学校の一体的運営によるインクルーシブな学校運営モデルの構築

○障害者差別解消法に基づく業種別の「対応指針」への民間企業等の対応状況調査と好事例の横展開

○雇用分野の障害者差別禁止指針・合理的配慮指針の事業主への周知。好事例集の更新と横展開

○重度障害者等への雇用・教育・福祉が連携した就労・修学支援

○国民への「障害の社会モデル」を踏まえた正しい理解の啓発

○医療・障害福祉の専門職の養成課程等における教育内容の充実等による質の高い専門職等の養成

○障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業についての一覧的な情報発信と参加促進

○精神疾患やメンタルヘルスに係る正しい知識の普及啓発。心のサポーター養成等自治体の取組の支援

○職場内における精神・発達障害者しごとサポーターの養成

○精神障害当事者、家族他の有識者による検討会の開催、精神保健医療福祉に係る諸課題の検討

○障害の有無に関わらず楽しみ、交流することができる普及・啓発イベントの新たな実施

○人権相談・調査救済活動に従事する職員や人権擁護委員への旧優生保護法に関する研修の実施

○人権侵犯事件（インターネット上のものを含む。）への適切な措置。その際、人権侵犯性の有無にかかわらず、障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど積極的に啓発

3 今後に向けた更なる検討

○各府省庁は、上記の取組のほか、障害当事者等のご意見を受け止め、記憶を風化させないための方策、人権侵害に迅速に対応する体制など、当事者から示された問題意識について引き続き検討

○その際、旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえるとともに、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し実施

4 実施体制

○障害者への偏見や差別をなくし、全ての人が尊重される共生社会となるために、行動計画を継続的にフォローアップ

○障害者施策については、「障害当事者抜きに障害当事者のことを決めない」ことが最も重要な原則であることから、行動計画の内容は、障害者政策委員会に報告し、ご意見をいただき、必要な施策については速やかに実施に移しつつ、次期障害者基本計画などにも反映